

# 広島県訓令

第二号

広島県公営企業管理規程  
広島県病院事業管理規程  
広島県教育委員会訓令

本地方機関  
企業局地方機関  
病院事業局本府  
教育委員会事務局地方機関  
教育委員会事務局本府  
病院事業局病院  
立学校

学校以外の教育機関  
学校

広島県知事 藤田雄山  
広島県公営企業管理者 桂木弘二  
広島県教育委員会委員長 天野肇

広島県広報広聴事務規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

## 広島県広報広聴事務規程

### (趣旨)

第一条 この規程は、県の広報広聴活動を効果的かつ適正に行うため、その事務の運営に關し必要な事項を定めるものとする。

### (広報広聴活動の基本理念)

第二条 広報広聴活動は、県民に県政情報を積極的に提供し、県民の県政への参画を図り、もつて県民起点の考えに立った分かりやすい県政を推進することを目的とする。

### (広報広聴事務)

第三条 広報広聴事務は、次のとおりとする。

#### 一 広報事務

- イ 各種媒体による県民への県政情報の提供
  - ロ 報道機関への情報提供及び報道機関との連絡調整
- ハ 国、市町及びその他の団体との広報に係る連携
  - ニ その他県施策の普及啓発上必要と認められる手段による広報

#### 二 広聴事務

- イ 県民からの県政全般に対する意見、要望又は提言の受付
- ロ 知事との対話集会等の開催

ハ アンケート等による県政に係る調査

- ニ その他県政施策の普及啓発上必要と認められる手段による広聴  
(広報広聴主管課長及び広報広聴主任)

第四条 各局（会計管理部、危機管理監及び教育委員会事務局（県立学校及び学校以外の教育機関を含む。）を含む。以下同じ。）における広報広聴事務を円滑に行わせるため、各局に広報広聴主管課長及び広報広聴主任を置く。

- 2 広報広聴主管課長及び広報広聴主任は、当該所属職員のうちから、各局の長（会計管理部にあっては会計管理部長、危機管理監にあっては危機管理監、病院事業局にあっては病院事業管理者、教育委員会事務局にあっては教育長）が命じる。

3 広報広聴主管課長は当該課長が属する局の長及び総務管理部長等（会計管理部にあっては会計管理部長、危機管理監にあっては危機管理監、総務局にあっては秘書広報部長、企画振興局にあっては政策企画部長、都市局にあっては都市技術総括監、企業局及び病院事業局にあっては事務部長、教育委員会事務局にあっては管理部長をいう。以下同じ。）を、広報広聴主任は当該広報広聴主任が属する局の広報広聴主管課長及び当該局内の各課の長を補佐して、当該局の所管に属する広報広聴事務の推進に当たる。

(広島県広報広聴連絡会議)

第五条 広報広聴活動の基本方針、年間の主要な広報広聴計画及び広報広聴活動の実施に伴う所管主要業務の連絡調整に関する協議を行うため、広島県広報広聴連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、会長及び委員をもつて組織する。  
3 会長は、総務局長をもつて充てる。  
4 委員は、総務管理部長等のうちから会長が指名する者をもつて充てる。  
5 連絡会議は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。

(広報広聴幹事会)

第六条 広報広聴事務の一層の計画的かつ効率的な運営を図るため、広報広聴幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は、広報広聴主管課長をもつて組織する。  
3 幹事会は、秘書広報部長が必要に応じて招集し、主宰する。

(広報広聴担当者会議)

第七条 広報広聴事務の実務的な運営を図るため、広報広聴担当者会議（以下「担当者会議」という。）を設置する。

- 2 担当者会議は、広報広聴課長及び広報広聴主任をもつて組織する。  
3 担当者会議は、広報広聴課長が毎月招集し、主宰する。

(広報広聴事務の総合調整)

第八条 総務局長は、必要があると認めるときは、関係各課の長に対し、広報広聴資料の提出を求め、又は広報広聴事務の処理に関し必要な事項を指示することができる。

(実施規定)

第九条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(広島県広報広聴事務規程の廃止)

2 広島県広報広聴事務規程（平成十八年広島県公営企業管理条例第五号）は、廃止する。